

守谷市教育委員会定例会 令和8年4月

1 日 時 令和8年4月27日（月） 午後1時30分～

2 場 所 守谷市役所 庁議室

3 出席者 教育長 奈幡 正
 教育長職務代理者 河原 健
 教育委員 椎名 和良
 教育委員 辺見 芳宏
 教育委員 石丸 美紀

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者
 教育部長 小林 伸稔
 教育部参事 直井 健治
 次長兼生涯学習課長 福島 晶子
 学校教育課長 染谷 真人
 教育指導課長 鈴木 優子
 給食センター長 松井 貫太
 中央図書館長 平塚 恭子
 事務局員（学校教育課） 2名

6 傍聴人 なし

1 開会宣言	教育長	午後1時28分開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長	議事録署名人に辺見委員を指名する。
3 議決事項	教育長	議案第19号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について」説明を求める。
	学校教育課長	本案は、教育委員会事務局職員は、地方自治法第180の6の規定によりまして、予算の執行や

	市議会への議案提出などの事務が行えないこととなっております。これらの事務執行を可能とさせるために、同じく地方自治法第180条の3の規定によりまして、教育委員会職員を市長の補助職員と兼務させることについての市長からの協議に対して、異論のない旨を回答することについて議決を求めるものとなります。
教育長	議案第19号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長	議案第20号「守谷市学校運営協議会委員の委嘱について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、愛宕中学校区におきまして、守谷市学校運営協議会設置運営規則第4条の規定に基づき委嘱しております同協議会委員のうち、教職員の人事異動及びPTA役員の改選に伴い、変更の必要が生じた委員について、後任者を委嘱するものとなります。 委嘱区分は、保護者枠の郷州小学校PTA代表、学校教職員枠の守谷小学校副校長及び郷州小学校教頭の3名となります。 委員の任期は、前任者の残任期間の令和9年3月31日までとなります。
教育長	議案第20号「守谷市学校運営協議会委員の委嘱について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長	議案第21号「守谷市学校運営協議会委員の委嘱について」説明を求める。

学校教育課長	本案は、御所ヶ丘中学校区の学校運営協議会委員の任期が満了となったため、新たに委員を委嘱するものとなります。 なお、教職員の人事異動、P T A役員の改選及び学校運営協力員の変更に伴い、変更の必要が生じた委員につきましては、後任者を新たに委嘱するものとしております。 また、委員の委嘱区分は、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、教頭、その他教職員、学識経験者の五つの区分から選出しております。 委員の任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。
教育長	議案第21号「守谷市学校運営協議会委員の委嘱について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長	議案第22号「守谷市学校運営協議会委員の委嘱について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、けやき台中学校区において、学校と地域住民等が協力して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールのさらなる充実を図るため、学校運営協議会委員を新たに委嘱するものとなります。 けやき台中学校区におきましては、これまで学校運営協議会は組織されておりましたが、今回、委員の委嘱を行うことで、コミュニティ・スクールの具体的に推進していく体制が整うこととなります。 なお、委嘱の区分につきましては、御所ヶ丘中学校区と同様に、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、教

	頭、その他教職員、学識経験者の五つとなっております。 また、対象の学校とは、けやき台中学校、高野小学校、松ヶ丘小学校の三つとなります。 委員の任期につきましては、こちらも御所ヶ丘中学校区と同様に、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。 今後のスケジュールにつきましては、来月5月中旬に第1回運営協議会の開催を予定しております。現在、打合せや開催に向けての準備作業を進めております。
教育長	議案第22号「守谷市学校運営協議会委員の委嘱について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長	議案第23号「守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について」説明を求める。
生涯学習課長	本案は、部活動の地域展開に伴い、守谷市立学校の教職員が、希望する地域クラブ活動へ円滑に参画できるよう、兼職兼業の許可に関する必要事項を明確に定めるものです。これにより、教職員が専門性や経験を地域活動に安心して生かせる環境を整備し、令和8年4月1日から適用いたします。 具体的には、教職員が地域クラブ活動での指導や運営に従事する場合の申請手続や許可の流れを国のガイドラインに基づき整理し、各様式を設けています。 様式第1号兼職兼業許可申請書では、教職員が活動内容、従事時間、報酬見込み額など必要事項を記入し、所定の添付書類を添えて、勤務校の学校長を通じて教育委員会に提出をします。

	様式第2号兼職兼業許可副申書は、学校長が申請書と添付書類の内容を確認し、兼職兼業許可基準に適合するかどうかを審査の上、教育委員会に意見を具申するものです。 様式第3号兼職兼業許可通知書は、教育委員会が学校長の意見を踏まえ、要綱の許可基準を満たすと判断した場合に許可を通知します。 さらに、許可を受けた教職員は、服務規程を遵守しなければならない、特に地域クラブ活動における従事時間については、毎月、様式第4号の地域クラブ活動従事時間報告書を学校長に提出し、その報告を通じて教職員の健康管理や労務管理に役立てます。 なお、学校教職員の給与は都道府県が負担しますが、教育公務員特例法第17条によりまして、教職員の監督権限と兼職兼業許可の権限は市町村教育委員会が有しているため、兼職兼業の許可も市町村教育委員会が行うこととなっています。
辺見委員	ボランティアや無償であれば、申請は要らないということか。
生涯学習課長	はい。
辺見委員	そうだと、労働基準法も影響しないという取扱いになるか。
生涯学習課長	国の要綱では、そのようになっております。ここで交通費程度だけもらうという場合もあると思うのですが、それもボランティアの範囲内ということで、申請等は必要ないとしております。
辺見委員	大会等に引率で行く場合も、報酬がなければ、それはいいということか。
生涯学習課長	ボランティアであればそうなります。

辺見委員	毎月申請する手間が増えると、あえて申請しないという職員も出そうな気はするので、それを狙っているわけではないか。
生涯学習課長	そうではありません。
辺見委員	了解した。
椎名委員	第6条の（2）「教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること」とある。例えば、もし学校が土曜日に授業日になって、大会と重なった場合、教職員は子供がいる学校で勤務するということか。
生涯学習課長	はい。
椎名委員	子供は子供の意思に任せて、大会に出るか授業に出るかは、最終的には校長の判断だとも思うが、教職員も学校に残るから、子供も残りなさいという学校が出た半面、子供たちが大会に行きたければ行っていいですよという学校も出て、学校間で違いが出ないように申合せする必要はあるかなと思うので、そこだけ心配している。
辺見委員	学校でやっている活動とクラブチームでやっている活動で主催が違い、椎名委員から発言があったことを合わせるのはすごく厳しいところと思う。クラブの一番トップの方が、きちんと理解できるようなレクチャーなり、会合をやっていないと、椎名委員が危惧する形になり、大会に出たいのに出られないということがあるかもしれない。
教育長	地域展開が本格展開するまでは、その都度、校

河原委員	長会ですり合わせをしていたが、いよいよ地域クラブがいわゆる地域展開の受け皿としてこれからの本流になるということになってからは、基本的にどこが主催でも認めるという共通理解が、校長会のほうでは図られている。 よって、保護者なり本人から何らかの申し出があった場合には、以前は主催が、国や県でないといけないという暗黙の基準はあったが、今は主催団体が多様化している。地域で子供たちがスポーツ、文化活動を本格的に展開するという過渡期にあり、それを全面的に学校もバックアップするというのが基本的な考え方と思っている。 自身の経験では、特別休暇扱いにし、子供の参加したいほうへ参加させていた。特別休暇は校長の権限でできるので、校長が特別休暇を認めればいいわけで、ほとんどそれで対応していた。 今回の兼職兼業は、人材的に教員に手伝ってもらわなければ、地域クラブ移行が進まないことは、よく理解している。やむを得ないと思っているが、本当は違うと心の中では思っている。 先ほど辺見委員から、第10条のボランティアとしての活動が話題になったが、私も、これまで学校部活動というのは、教員のボランティアで支えられてきたという認識である。地域移行になったら、地域の方のボランティアや、兼職兼業で教員がそれをお手伝いすれば、同じようにボランティアで支えられて、地域クラブ移行というのが行くのではないかなということを少し心配している。 今回の件であれば、学校部活動以上に、自己申告制であるから、実際の活動の状況や時間設定等が見えにくくなるのではないかとすることを心配している。 例えば土日祝日で、活動中に本人がけがをした場合、兼務中として公務災害扱いになるのか、活
-------------	---

	動場所への往復の途中での交通事故に遭った場合、公務災害扱いになるのか、逆に教職員が、たとえ過失であっても、兼務の地域クラブ活動中に加害者になるような事故が発生した場合は、国賠法の対象になるのか、国や市や県が補償をするのか、地域クラブが責任を負のかという細かい所で少し心配をしている。 基本は、働き方改革の一環として、部活動が地域移行へ進むということで動き出しているが、それによって、見えにくくなったところで教員の負担増になっている。辺見委員が心配したように、これまでは事務手続を教頭がやってくれていたが、一般の教員がやることになることや、実際には担当した教員、兼務で出た教員が、責任を負わなくてはいけない、クラブの運営や経営に関連するようなところや事故等の責任も負わなければいけないということは本末転倒と心配している。 事務局として気づいたことがあったら、国や県に確認しながら、兼務で活動してする教員の負担増や責任増にならないように気をつけて進めて欲しい。
教育長	例えば活動中、移動中の事故や、過失であったとしても加害者になったときの賠償責任というのは、今のような事例のときには、賠償法対象になるのかとかというすみ分けは出ているのか。
生涯学習課長	今、出つつある。保険の加入等は、学校の部活動とは別なので、別に保険に入る、そこで全部賠償の責任などもカバーできるようにするという事になっており、兼職兼業の教員も、地域クラブの指導者も、全て指導者用の保険には加入しています。それは御自身で入っていただくのではなく、団体で、子供たちと教員と指導者、全部一緒に入っているのです、その範囲で対応するという事になっています。

	やっぱり学校とは別の活動なので、賠償の範囲は同じなのですが、監督したりするところは別とはなります。
教育長	将来的に国が目指しているのは、理想論ではあるが、全部地域にという考え方ではないか。そうすると、部活はもちろん公務扱いになるわけであり、公務災害となる。これからは、全部地域クラブで、補償をするような制度になっていくのか。
生涯学習課長	そうだと思います。
河原委員	中学校の部活の場所や人が変わっただけだと、何かあったとき、市が訴えられる。市が補償することになる。教員の学校教育活動であれば、何かのときには市が全部補償することになる。 いい事例ではないが、部活の現場でよくあるのは、教員が体罰をしてしまった場合、そのときの被害は市が補償する。クラブチームに移行したら同じようにクラブチームが補償するのか。
生涯学習課長	今は守谷市が主導して、M S C Cという地域クラブを立ち上げたのですが、それをスポーツ協会に運営を委託しています。その中で全部、先ほどの保険の加入や、指導者の派遣等を賄っているの、その中ではやっていけると思うが、そこから離れたクラブでは、単体でどこまでできるのかというところを把握しないと、こちらでは、子供たちに紹介することもできないと思っています。 今はM S C Cの中でやり切れているからいいのですが、把握し切れないようなクラブに子供たちが入るとかというときには、ちょっと注意が必要かなとは思っています。
辺見委員	前回の会議のときに、クラブを市が認めると言っていた。そうすると結局、認めるイコール仕事

	として出勤してしまうのではないかという辺りをきちんと整理する必要がある。
椎名委員	まれに大きな事故というのがある場合がある。
生涯学習課長	試合に、遠征に行ったときの途中とかもありますしね。
椎名委員	交通事故もそうだし、子供の身体的な突然の変化というの也被えられる。 何年か前に、ゴールデンウイーク明けに、御所ケ丘中学校の体育の時間に、心臓麻痺か心臓発作でAEDがあつて助かつたということがあつたと思う。それが遠征先で起こる可能性だつてある。その辺は、念には念を入れて御準備しておく必要はあるだろうと思う。
教育長	まだまだ始めれば始めたほど課題も増えてくるし、難しい問題も、截然と分けられない部分もある。日常の部活の延長線上に地域クラブがあるという制度なので、そこはきちんと整理しながら、また、場合によっては県にしっかりと確認しながら進めていきたいと思う。 河原委員からの働き方改革の視点でのさっきの質問、辺見委員からの質問にもあつた第10条に該当する教員は、今年4月から運用している業務量管理計画の時間外勤務の報告の対象になるのか。
生涯学習課長	無償でというところは、届出はされないので、把握できないのですが、兼職兼業出している先生に関しては、MSCCに登録してもらつており、その上で兼職兼業の許可をしているので、申請がないということはありません。
教育部長	1週間の労働時間が増えると兼職兼業も申請

	できないので、その範疇でやれているかどうかという管理をしていくことになります。管理計画は、業務時間に絞らないと、目標達成できないですよ。
教育長	できない。特に兼職兼業を望んでいる教員にとっては。進捗は地域クラブの兼職兼務の状況とともに、時間外勤務管理は、実の労働時間を入れたパターンと入れないパターンの両方で管理するしかない。
生涯学習課長	地域クラブに限った様式なのですが、提出されたものは教育指導課と共有して見ていかなければならないかなと思っています。これまでは、クラブチームのために、どのぐらい時間を要したのかというのが分からなかったのですが、今回、様式第4号を設けたことによって、クラブ活動で、どのぐらい労働したのかというのが分かるので、これはよいかなと思います。
教育長	来月辺りに、参考値を出してもらってもいいかもしれない。
教育部長	教育指導課で取りまとめているものは、県職兼業の部分については、時間外に含まれていない。これがあることによって、そこが把握できるかもしれない。
教育長	兼職兼業を認めても、実労働時間が多過ぎるということに関しては、注視していかななくてはいけないと思う。 それでは、議案第23号「守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕

教育長	議案第 2 4 号「守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について」説明を求める。
生涯学習課長	本案は、けやき台中学校区におけるコミュニティ・スクール設置準備会を経て、同校区で地域学校協働活動の推進を図るため、地域と学校の連絡調整、情報共有や協働活動の企画、調整、運営等を担当する地域学校協働活動推進員を委嘱するものです。 委嘱予定の 3 名は、全て各学校の運営協力員から学校長の推薦を受けており、いずれも学校活動に積極的に御協力をいただいている方です。 一番上の村田氏は、長年にわたりまして高野地区のまちづくりに携わり、シニアクラブ連合会会長として、地域のシニアクラブ活動をまとめられております。 次の立花氏は、学校の読み聞かせ隊で活躍し、日常的に学校と深く関わっておられます。 最後、若杉氏は、元 P T A 会長であり、高野地区まちづくり協議会役員として地域活動に幅広く関与されています。 いずれも地域と学校の状況をよく理解されている方々です。 委嘱期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間になります。
教育長	議案第 2 4 号「守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
4 その他	教育長 その他 1「松前台小学校校舎大規模改修事業の見直しについて」説明を求める。 学校教育課長 松前台小学校校舎は、平成元年の竣工後 3 6 年

	が経過しておりまして、守谷市学校施設長寿命化計画に基づき、令和８年度から、今年度と来年度の２か年で、校舎全体の大規模改修工事を行う予定でございました。 工事の着手には、児童の一部が使用する仮設校舎が必要になるため、令和８年４月から仮設校舎の設置を進める予定でしたが、リース会社の技術者不足や物価高騰により、賃貸借契約が困難となっていました。 そのため、計画を見直しまして、空き教室が増えることにより仮設校舎の必要がなくなると思われる、５年後をめどに大規模改修工事を行うことに先送りすることといたしました。 松前台小学校の学校の施設は、先ほど申したとおり築３６年となっております、建物のほうは鉄筋コンクリート造り、３階建て、延べ床面積は約４，８００平方メートルです。 予定していた仮設校舎ですが、軽量鉄骨で２階建てを予定しておりました。延べ床８００平方メートル程度のものです。 松前台小学校の現在の生徒数は２５９人。保有クラスが普通学級１１クラス、特別支援学級３クラスとなっております。 今回予定していた工事の工期としましては、仮設校舎の設置を令和８年４月に行い、令和１０年４月から６月に撤去するという予定でしたが、４月から設置するために、昨年度入札を行いました、先ほど申したように、技術者不足や物価高騰によりまして、不調に終わっております。 今回新たに再度入札を考え見積り等を徴取しましたが、昨年の見積りよりも大分契約が高くなってしまうことが予想され、仮設校舎ということもあって、工事終了後は撤去し、残って使えるものでもないということもありまして、先送りしたいと考えました。 ３番目、予算は、先ほど申しました仮設校舎が、
--	---

	昨年度の予定で1億7,500万円強となっております。これが今回入札のやり直しを考えるに当たっては、2億円を超える額になってしまうという試算が出たものとなります。 仮設校舎は、現在の設計では、改修工事につきましては12億3,500万円程度、設計管理が3,200万円程度ということで、総額14億4,000万円程度の工事となっております。
椎名委員	子供や保護者には、今年度から改修工事始まりますよという連絡は、もう既にしてあるのか。
学校教育課長	まだ議会へ報告したばかりなので、今後、報告するようにいたします。
椎名委員	改修工事をやることを皆さん知っていれば、やらないのはなぜかなと思うと思うので、説明が必要と思う。
学校教育課長	説明はもちろん行います。
椎名委員	安心した。
教育部長	周知はしてあるのか。
学校教育課長	学校には、周知はしています。
椎名委員	分かりました。
辺見委員	築36年で改修かと思ってしまう。守谷市学校施設長寿命化計画はどのぐらいの年数なのか。
教育部長	40年間ぐらいの長期スパンとなっています。築30年を超えている建物が6割近くあるので、一遍に改修できれば理想ですが。

辺見委員	国の基準があるのか。
教育部長	国は、以前は40年、50年で建て替えという方向だったのですが、国もお金がないので、そういったものを80年とか使えるようにしなさいとなりました。補助金を出すからということで、その改修計画を策定しました。 改修計画を作らないと補助金が出ない。ただ、守谷は結構早い段階で順番に改修しております。
辺見委員	毎年のように、どこかの学校で改修している。
教育部長	築40年超えると補助金の補助率が結構高くなります。市長に、そのプランで計画を見直したいと相談したのですが、子供を優先して早期に改修するということになりました。
椎名委員	いいことである。
教育部長	順次改修をする予定でしたが、今回、物価高騰で、建物の解体に2億円もかかるという話になりました。そういうこともあるので、少し先延ばしして、もう一回プランを見直すことになりました。
学校教育課長	あくまでも長寿命化計画というのは、基本的には予防的という面があって、なるべく早く改修したほうが将来的に長持ちするという考えがあつての計画です。一回改修工事の予定は立てたのですが、松前台小学校の現状としては、躯体自体には異常はないので、今やらないといけない、直ちにやらないと子供の安全が脅かされるとか、そういうことではありません。 ただ、当然5年後を目途とするので、部分的な補修や改修というのは、やれる範囲でやりたいと考えています。

河原委員	5年後という話で、その時には仮設校舎を造らなくてもという話だが、先月の定例会で提出された資料を見ると、5年後の松前台小学校では、学級数は減らないのではないかと思います。 今時点でも、限定的な仮設校舎や、工事の工夫で、半分ずつ移動して教室使ったりし、仮設校舎を造らなくてもできるような計画が、もしできるのであれば、進めたらどうかと思っている。 5年後に、完全に余裕教室があって、仮設校舎を造らなくても改修できるとはかならずしもならないと、先月もらった数字を見直してみたら思った。改修そのものも一気にやるのではなく、例えば東側だけ改修し、翌年やその次の年、2年ぐらい間を空けて、西側をやるといったように、校舎が何棟かに分かれていたら、片方の棟だけ改修して、もう片方の棟は2年後ぐらいにやるように、教室を移動しながら改修する方法もあるのではないかと思います。
学校教育課長	今回の改修工事に当たっても、3棟でローテーションを組めればとは思ったのですが、今のクラス数ですと、それがどうしてもできないということになりました。
教育部長	いろいろなシミュレーションはやってみました。また、廊下の広い部分を教室として使ったらどうか等の検討はしたのですが、今の余裕教室の数では難しいということが分かりました。
学校教育課長	河原委員がおっしゃったとおり、前回の推計は少し前の推計よりも、松前台小学校のクラス数は減らない見込みにはなっていたのですが、それでも二、三クラス減ればローテーションが組める可能性が高いということと、万が一、想定どおり減らなかったとしても、特別教室を引き続き分割し

	たりすれば、より可能性が高まると思います。 完全に仮設校舎がなくなったとしても、学校内にある荷物を一時的に保管するための倉庫的なものは必要になる可能性はあるのですが、現時点では、今年度、来年度に改修する場合は、仮設校舎は必須になってしまいます。5年後よりかはもう少し早い段階で、ローテーションが組めるようになれば、そこも含めて計画の見直しは考えていきたいと思います。必ずしも5年後にこだわるというわけではありません。
教育部長	ただ、仮設校舎を作らなければ改修できない学校があるのも事実なので、現在は、契約をリースと本体工事に分けているのですが、デザインビルド方式で一体的にできないかというところも勉強しています。そうすれば、場合によってはその資材をまた違う学校の改修工事に使うという可能性もあるので、予算の効率化にもつながると思います。
河原委員	逆に、10年後を見ると児童生徒数は随分減ってしまう。他の市町村では、子供の数が減って、大規模改修するよりも、学区の大規模な再編成や統廃合により学校数を減らすような対応をしている。守谷市は、子供の数が減っていないので、逆に黒内小学校のように大規模校になり過ぎてそれをどうするかという課題も出ているが、逆に減り過ぎて、過少規模校をどうするかという問題を抱えている市町村のほうが多いと思う。 そういう観点で見ると、松前台小学校、大井沢小学校、御所ヶ丘小学校というのは、学区もそんなに広くないし、極端なこと言うと、この3校を2校にしても、単純に数字を合わせるだけだったら足りるのではないかな。
教育部長	それも考えなくてはいけないと思っています。

河原委員	そういうことも場合によっては、今まで黒内小学校の過大規模ばかりに目がいていたが、自身が小学生のときは、守谷市には4校しかなかった。開発に伴って新しくできた学校を、開発が終了して子供の数が減ってきたら、柔軟に見直していいのではないか、もう一回学区を見直して構わないと思うし、ずっとその学校の校舎を改修し続けて継続していく必要もないので、内部的には見直しに着手してもいいのではと思った。
教育部長	まちづくりにも影響し、北守谷地区で高齢化が進んでいるため、何とか再編できないかということ、企画課が考えています。そういう計画もあるので、そこをうまく絡めてやっていけるといいのかなと思います。
教育長	リース会社の技術者不足と物価高騰でこういうことになるのは、想定していなかった。これからはこういう時代かもしれない。
教育部長	そうだと思います。
教育長	河原委員から意見があったように、10年後を考えると、いろいろな視点で、学区再編制やコミュニティとの関連性も含めて考えなくてはならないということ。
教育部長	改修の内容も、将来に向けて少し考えたほうがいいかもしれません。
河原委員	極端なことを言ったら、全部改修しないで、古いところが残っていても、使うところだけを改修することで予算の削減になる。倉庫的な使い方をしているところまで、丁寧に内装を改修する必要はないと思う。

教育長	教育委員会のダウンサイズイノベーション、スマートシュリンクは、その視点で進めてはどうか。
教育部長	そうですね。
教育長	続いて、その他２、その他３の説明に先立ち、会議の非公開についてお諮りしたい。個人に関する情報に関する案件であり、非公開として報告を受けるべきであると思うが、いかがか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	異議なしと認め、その他２、その他３を非公開とする。 その他２について説明を求める。
事務局	(説明)
教育長	その他３について説明を求める。
事務局	(説明)
教育長	次回定例会は、会議規則に定める５月２５日月曜日に開催したいと思うが、よろしいか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、５月の教育委員会の定例会は５月２５日月曜日、時刻は１３時３０分、場所は、ここ市役所３階庁議室とする。 以上で本日の定例会の議事は全て終了したので、会議を終了する。

会議録署名人

辺見茅宏